別紙－土木１①

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□　施工計画書を、工事着手前に提出している。
□　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c
①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人が、工事全体を把握している。
□　設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c
①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－土木１②

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□　指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□　工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．工程管理</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□　休日の確保を行っている。
□　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－土木１③

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　過積載防止に取り組んでいる。
□　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－土木１④

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

考　査　項　目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内である。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。				

別紙－土木１⑤

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>☐　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内である。</td><td>☐　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内である。</td><td>☐　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">☐　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする</td></tr>
<tr><td>維持・修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
☐　常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
☐　緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
☐　監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
☐　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

☐　理由：＿＿＿

別紙－土木１⑥

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

考　査　項　目	細　　別	工　　夫　　事　　項
５． 創意工夫等	Ⅰ． 創意工夫等	【施工】 □　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明などの視界の確保に関する工夫。 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 **（※本項目は２点の加点とする。）** □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 □　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **（※本項目は２点の加点とする。）** □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大２点の加点とする。 □　週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 □　若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □　その他　（理由：　　） □　その他　（理由：　　） □　その他　（理由：　　） □　その他　（理由：　　） □　その他　（理由：　　） □　その他　（理由：　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点
		【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－土木２①

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　現場閉所による週休２日（４週８休以上）に取り組んだ。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－土木２③

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考　査　項　目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□　その他（　　）
理由：

●判断基準

評価項目が５項目以上・・・・・ａ
評価項目が４項目・・・・・・・ａ’
評価項目が３項目・・・・・・・ｂ
評価項目が２項目・・・・・・・ｂ’
評価項目が１項目以下・・・・・ｃ

※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別紙－土木２④

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表

７．法令遵守等

【□　項目該当なし】

措　置　内　容	点　数
□　1.入札参加停止３ヶ月以上	－　20点
□　2.入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15点
□　3.入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13点
□　4.入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－　10点
□　5.文書注意	－　8点
□　6.口頭注意	－　5点
□　7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－　3点
□　8.その他 （理由：）	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ．施工体制一般及びⅡ．配置技術者の項目との二重評価は行わない。）
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙－土木３①

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □　現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □　工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □　下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □　品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □　工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　その他（　　） 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□　施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－土木３②

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

別紙－土木３③－１

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

コンクリート構造物工事

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（　　理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

土工事（切土、盛土、堤防等工事）

	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他（　　理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－２

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>護岸・根固・
水制工事</td><td colspan="5">☐　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。
●評価対象項目
☐　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
☐　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
☐　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
☐　石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
☐　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
☐　基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
☐　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
☐　施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
☐　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　有害なクラックが無い。
☐　その他（理由：）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を
超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
（ＲＣ床版工事は
コンクリート構
造物に準ずる）</td><td colspan="5">☐　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。
●評価対象項目
【工場製作関係】
☐　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
☐　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
☐　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
☐　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
☐　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
☐　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
☐　素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
☐　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
☐　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
☐　その他（理由：）
【架設関係】
☐　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
☐　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
☐　高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
☐　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
☐　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
☐　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
☐　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
☐　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
☐　現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
☐　その他（理由：）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を
超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－土木３③－３

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□　運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。

□　有害なクラックが無い。

□　その他（　　）

理由：

【砂防構造物工事に適用】

□　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。

□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□　その他（　　）

理由：

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□　その他（　　）

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－４

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	☐　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- ☐　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
- ☐　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- ☐　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- ☐　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- ☐　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- ☐　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）
  理由：

【アスファルト舗装工関係】

- ☐　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- ☐　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- ☐　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- ☐　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- ☐　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- ☐　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）
  理由：

【コンクリート舗装工関係】

- ☐　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- ☐　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- ☐　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- ☐　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）
  理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－５

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	☐　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

- ☐　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- ☐　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- ☐　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- ☐　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）　理由：

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- ☐　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- ☐　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- ☐　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- ☐　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- ☐　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）　理由：

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- ☐　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　金網の重ね幅が、規定値以上確保されていることが確認できる。
- ☐　金網が破損を生じていないことが確認できる。
- ☐　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- ☐　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- ☐　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
- ☐　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- ☐　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- ☐　その他（　　）　理由：

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- ☐　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- ☐　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- ☐　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐　枠内に空隙が無いことが確認できる。
- ☐　層間にはく離が無いことが確認できる。
- ☐　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- ☐　その他（　　）　理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－６

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

- ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
- ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- ☐ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- ☐ その他（　　理由：　　）

【地盤改良関係】

- ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- ☐ その他（　　理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

a	a’	b	b’	c	d	e
☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－土木３③－７

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>コンクリート橋
上部工事
（ＰＣ及びＲＣを
対象）</td><td colspan="5">☐　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目
☐　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
☐　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
☐　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
☐　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
☐　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
☐　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
☐　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
☐　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
☐　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
☐　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
☐　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
☐　有害なクラックが無い。
☐　その他（　　）
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を
超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評
価
値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－土木３③－８

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

塗装工事

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ その他（　　）

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

トンネル工事

a	a’	b	b’	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □ その他（　　）

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－９

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

植栽工事

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ その他（　　）

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

防護柵（網）・標識・区画線等設置工事

	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他（　　）

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－10

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	電線共同溝工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
□　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□　その他（　　理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－土木３③－11

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>維持工事
（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）</td><td colspan="5">●評価対象項目
☐　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
☐　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
☐　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
☐　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
☐　理由：＿＿＿

別紙－土木３③－12

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	配水管等の管路工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。【共通】
- □ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。【共通】
- □ 部品（材料・規格）の品質、機能、性能が証明書等で確認でき、満足している。【共通】
- □ 機器の品質、機能、性能が試験成績書等で確認でき、満足している。【共通】
- □ 部品・機器の設置状況、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。【共通】
- □ 管（開削、推進、シールド）の施工状態が報告書、写真等で確認でき満足している。【共通】
- □ 地山土質や湧水状態に応じて適切に切羽の安定確保を実施している。【推進工・シールド工】
- □ 注入圧、注入量が、報告書及び写真等で確認でき、満足している。【推進工・シールド工】
- □ １次覆工完了時の状況が報告書、写真等で確認できる。【シールド工】
- □ ２次覆工完了時の状況が報告書、写真等で確認できる。【シールド工】
- □ ＰＥ管の施工状態が報告書、写真等で確認でき満足している。【ＰＥ管施工】
- □ ポリエチレンスリーブの施工状態が報告書、写真等で確認でき、満足している。【ポリエチレンスリーブ施工】
- □ 仮設管の施工状態及び漏水の有無が報告書、写真等で確認でき、満足している。【仮設管施工】
- □ 基礎工、管の接合状態及び接合養生等が設計図書及び施工計画書との適正が写真等で確認でき、満足している。【共通】
- □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。【共通】
- □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。【共通】
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。【共通】

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

上記以外の工事（情報ボックス､浚渫工等）又は合併工事	＜A＞	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	＜B＞	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。						

●評価対象項目

- □ 理由：＿＿＿

別紙－土木３③－13

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	a’ bより優れている	b やや優れている	b’ cより優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質 以外の工事事例	軽量盛土（ＥＰＳ）工事	●評価対象項目 □　理由：　材料の規格、品質等が満足していることが証明書等で確認できる。 □　理由：　ＥＰＳブロックの緊結金具を適切に配置し固定されていることが確認できる。 □　理由：　ＥＰＳ相互の目地の施行が適切に行われ、目地開き及び段差が許容範囲内であることが確認できる。 □　理由：　H鋼支柱の偏心や鉛直度等の施行管理が適切になされ、その記録が確認できる。 □　理由：　床版ｺﾝｸﾘｰﾄ及び基礎ｺﾝｸﾘｰﾄの品質が適切であることが確認できる。		●判断基準　＜Ａ＞			
	多数ｱﾝｶｰ式補強土壁工事	●評価対象項目 □　理由：　部材の規格、品質等が満足していることが証明書等で確認できる。 □　理由：　盛土材料（改良盛土材を含む）の品質が適正であることが確認できる。 □　理由：　盛土材の敷均し、締固め管理が適切になされ、所定の締固め管理値を満足していることが確認できる。 □　理由：　補強部材（ﾀｲﾊﾞｰ、ｱﾝｶｰﾌﾟﾚｰﾄ等）の取付けが適切に施行されていることが確認できる。 □　理由：　壁面材の組立て（壁面調整を含む）が適切に施行されていることが確認できる。		●判断基準　＜Ｂ＞			
	補強土（ﾃｰﾙｱﾙﾒ）壁工事	●評価対象項目 □　理由：　部材の規格、品質等が満足していることが証明書等で確認できる。 □　理由：　盛土材料（改良盛土材を含む）の品質が適正であることが確認できる。 □　理由：　盛土材のまき出し敷均し、締固め管理が適切になされ、所定の締固め管理値を満足していることが確認できる。 □　理由：　補強材（ｽﾄﾘｯﾌﾟ）の取付け、敷設が適切に施行されていることが確認できる。 □　理由：　壁面材（ｽｷﾝ）の組立てが適切に施行されていることが確認できる。		●判断基準　＜Ｂ＞			
	落石防護柵工事	評価対象項目 □　理由：　材料の規格、品質がミルシート等で確認でき、満足している。 □　理由：　材料の保管管理が適正であることが確認できる。 □　理由：　金網の設置にあたって、ワイヤーロープにゆるみがないことが確認できる。 □　理由：　金網等の重ね幅が規定値以上確保されていることが確認できる。 □　理由：　Ｕボルト等の止め金具の締付けが適切に実施されていることが確認できる。		●判断基準　＜Ａ＞			

別紙－土木３③－14

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	a’ b より優れている	b やや優れている	b’ c より優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質 以外の工事事例	落石防護網工事	評価対象項目 □　理由：　材料の規格、品質がミルシート等で確認でき、満足している。 □　理由：　材料の保管管理が適正であることが確認できる。 □　理由：　アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □　理由：　ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 □　理由：　金網等の重ね幅が規定値以上確保されていることが確認できる。			●判断基準　＜Ａ＞		
	構造物撤去工事	●評価対象項目 □　理由：　騒音・振動・防塵等の環境対策を実施している。 □　理由：　建設副産物の処理が適正に行われていることが確認できる。 □　理由：　他の構造物等に損傷及び機能上の悪影響を及ぼしていないことが確認できる。 □　理由：　道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じていることが確認できる。 □　理由：　構造物撤去後の空洞等の処理や締固め等の処理が適正に行われていることが確認できる。			●判断基準　＜Ａ＞		
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：			●判断基準		
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：			●判断基準		

別紙－土木３③－15

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

別紙－土木３③－16

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当し又は	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－土木３③－17

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で､有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	配水管等の管路工事	●評価対象項目 □　全体的な美観が良い。主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 □　公共物としての安全、環境、維持、管理等への配慮が良い。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　施工上の補修痕跡がない。 □　構造物、関連工事とのすりつけ、取り合いが良い。 □　クラックがない。 □　漏水がない。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－土木３③－18

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ 以外の工事事例	軽量盛土（ＥＰＳ）工事	●評価対象項目 □　理由：　全体的な美観がよい。 □　理由：　構造物（壁面材等）の通りがよい。 □　理由：　天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □　理由：　漏水がない。 □　理由：　部材表面に損傷、補修痕がない。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	多数ｱﾝｶｰ式補強土壁工事	●評価対象項目 □　理由：　全体的な美観がよい。 □　理由：　構造物（壁面材等）の通りがよい。 □　理由：　天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □　理由：　漏水がない。 □　理由：　部材表面に損傷、補修痕がない。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	補強土（ﾃｰﾙｱﾙﾒ）壁工事	●評価対象項目 □　理由：　全体的な美観がよい。 □　理由：　構造物（壁面材等）の通りがよい。 □　理由：　天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □　理由：　漏水がない。 □　理由：　部材表面に損傷、補修痕がない。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	落石防護柵工事	●評価対象項目 □　理由：　全体的な美観がよい。 □　理由：　通りがよい。 □　理由：　端部処理がよい。 □　理由：　部材表面に傷、錆がない。 □　理由：　めっき、塗装等の表面処理に均一性がある。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	落石防護網工事	●評価対象項目 □　理由：　全体的な美観がよい。 □　理由：　通りがよい。 □　理由：　端部処理がよい。 □　理由：　部材表面に傷、錆がない。 □　理由：　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－土木３③－19

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ 以外の工事事例	構造物撤去工事	●評価対象項目 □　理由：　構造物撤去後の全体的な美観がよい。 □　理由：　関係構造物との取り合い、すりつけ等がよい。 □　理由：　撤去範囲の端部まで仕上げがよい。 □　理由：　土工関係の仕上げがよい。 □　理由：　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
		●評価対象項目 □　理由： □　理由： □　理由： □　理由： □　理由：		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

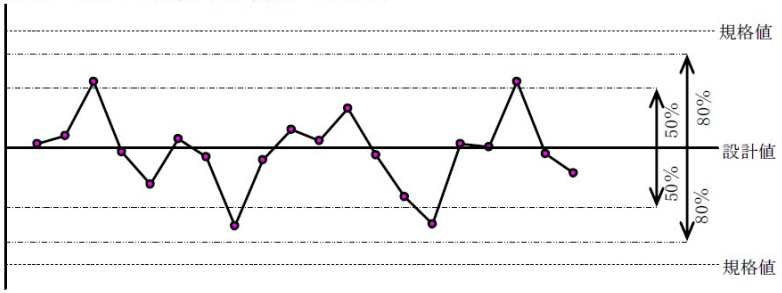
別紙－土木４

出来形及び品質のばらつきの考え方

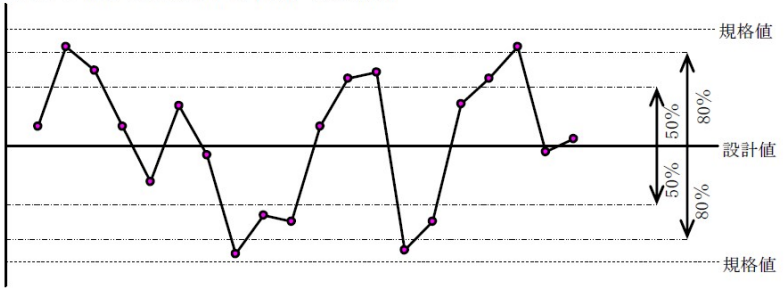
［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

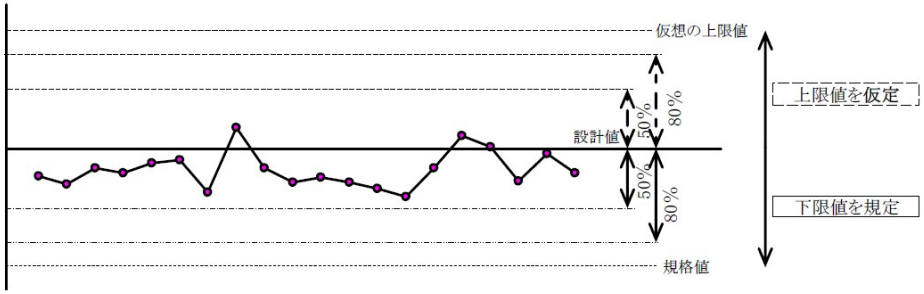
①ばらつきが50％以下と判断できる例



②ばらつきが80％以下と判断できる例



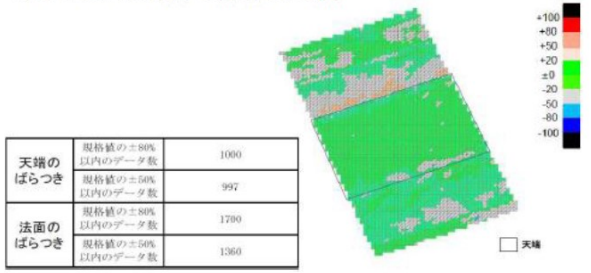
（下限値のみの場合）



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断

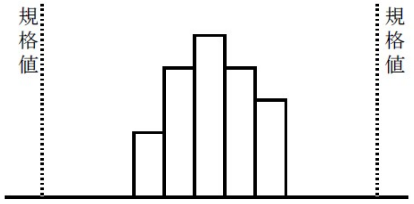
ばらつきが50%以下と判断できる例



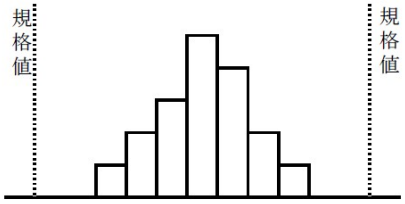
天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1780
	規格値の±50%以内のデータ数	1360

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい

